

2 産業連関表の概念と構造

産業連関表は、生産と消費の活動に伴う財・サービスの流れを、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握するものであり、経済の総体的構造を与えるものである。一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業部門間の取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表である。

県（国）民経済計算が付加価値の生産、分配及び支出に大きな視点があるのに対し、産業連関表は生産活動における中間投入等の構造をも把握し、産業相互間の連関構造や、消費、投資、移輸出等から成る最終需要並びに雇用者所得、営業余剰等の粗付加価値との関連を明らかにするものである。これにより、各産業部門間の投入構造、販路構造を簡潔に把握することができ、定量的経済分析に有効な手段となる。

産業連関表を部門ごとにタテ方向（列部門）の計数を読むと、その部門の財・サービスの県内生産額とその生産に用いられた投入費用構成の情報が得られる。また、部門ごとにヨコ方向（行部門）の計数を読むと、その部門の財・サービスの県内生産額及び移輸入額がどの部門でどれだけ需要されたかの産出（販売）先構成の情報が得られる。このため産業連関表は「投入産出表」（Input-output Tables、略して I-O 表）とも呼ばれている。

産業連関表のしきみ		内生部門				外生部門				県内生産額 ▲
需要部門 (買い手)	供給部門 (売り手)	中間需要				最終需要				県内生産額 ▲
		1 農林水産	2 鉱業	3 製造業	----- 〔生産される 財・サービス〕	計	消費 費	投 資	移 輸 出	A+B-C
内生部門	中間投入	1 農林水産	2 鉱業	3 製造業	原材料及び粗付加価値の構成	A	B	C		A+B-C
		〔供給される 財・サービス〕								
	計	D								
外生部門	粗付加価値	家計外消費支出	雇用者所得	営業余剰	資本減耗引当					D+E
		間接税	(控除)補助金							
	計	E								
県内生産額 D+E										A+B-C=D+E

〈用語の解説〉

産業……………産業連関表でいう産業とは、商品（財・サービス）の品目ごとの生産活動を意味している。

産業連関表は生産活動単位（アクティビティ・ベース）による分類方法を原則としており、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、それぞれの生産活動ごとに分類される、いわゆる商品分類に近い概念である。

財・サービス……………ここでいう「財」とは、農林水産業、鉱業、製造業、建設、電力・ガス・熱供給の生産活動を指し、それ以外の生産活動は「サービス」として扱う。

県内生産額……………一定期間（通常1年間）に地域内生産活動によって生み出された財、サービスの総額。県民経済計算の産出額にほぼ同じ。

(タテ方向) 県内生産額=中間投入額+粗付加価値額

(ヨコ方向) 県内生産額=中間需要額+最終需要額-移輸入額

中間投入……………各産業部門の生産過程で原材料、燃料等の経費として投入される費用。（内生部門をタテ（列）方向に見たもの）

なお、生産設備等の取得費用は県内総固定資本形成となり、中間投入には含まれない。

粗付加価値……………生産活動によって新たに付加された価値をいい、家計外消費支出を除けば県民経済計算の県内総生産にほぼ対応する。

粗付加価値は、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税及び（控除）経常補助金から構成される。

家計外消費支出……………企業交際費、福利厚生費等の企業所得が対象。県民経済計算では中間投入に含まれる。

雇用者所得……………県内生産活動に雇用されている者への報酬として支払われる現金、現物の一切の所得（雇主の支払ベースであり、受取ベースではない）。なお、有給役員の給与は含むが、利益金の処分である役員賞与は含まれない。県民経済計算の概念にほぼ対応。

営業余剰……………県民経済計算の営業余剰に対応。粗付加価値から家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税-補助金）を控除した残差として求められたもので、個人業主や無給の家族従業者等の所得もこれに含まれる。

資本減耗引当……………減価償却費と資本偶発損の合計。県民経済計算の固定資本減耗に対応。

平成12年表からは、従来から計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分加え、道路・ダム等の社会資本に係る固定資本減耗分を新たに対象としている。

間接税(除関税) ……財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて所得とはならず、しかも、その負担が最終購入者へ転嫁されるもの。ただし、関税及び輸入品商品税は粗付加価値部門に含めず、最終需要側に控除項目として計上されるところが県民経済計算と異なる。

(控除) 経常補助金 ……産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金。粗付加価値部門にマイナスで計上される。県民経済計算の補助金に対応。

中間需要 ……他の産業の生産活動で必要とされる原材料や燃料として販売された財・サービス。(内生部門をヨコ(行)方向に見たもの)

最終需要 ……県内最終需要(家計外消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、県内総固定資本形成及び在庫純増)と移輸出の合計。最終需要から家計外消費支出と移輸入を控除したものは、県内総支出にほぼ対応する。

民間消費支出 ……家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出の合計。県民経済計算の民間最終消費支出に対応。

一般政府消費支出 ……県民経済計算の一般政府最終消費支出に対応。

県内総固定資本形成

……県民経済計算の総固定資本形成に対応。家計の住宅取得はこの部門に含まれる。また、土地の購入は対象とならない。

在庫純増 ……県民経済計算の在庫品増加に対応。

県内自給率 …… $1 - (\text{移輸入額} / \text{県内需要額})$

投入係数 ……1単位の生産のため必要な各部門からの投入割合。投入額をその部門の生産額で除した値。

移輸出率 ……移輸出額を県内生産額で除した値。

移輸入率 ……移輸入額を県内需要額(中間需要と県内最終需要の計)で除した値。